

事實アル為一不正ニ非サルモノ其ノ要求ニ應ジ証明シタスノ
ナリト云フ

右及申(通)報候也

別記

抗議

身苦しくも市の公職地位にありて公平を無視し常に
私利にのみ耽溺して正邪の区別を辨へざる可村政線に於て本
組合本郷支部として曩に貴下に対して公職に止め置くの否あるを
主張し其の不行跡を教々詳明列擧し断然嚴罰に処すべき其断を
本郷全従業員が要求したるにも拘らず其後何等是に對する
具體策を講せざるの可貴下は是れは組合員の一部を平
出し奇怪にも中村の罪状を隠蔽し従らば区役所の対面云々を以て従
業員側を感傷するの如き其下の言辭に對し吾が組合本部として貴
下の意識的の飽道中村取締の非人的行為を恨むる所として是か
裁断を為すなき貴下も回罪として社會的に真相を發表し宜しく
有抗議す。

昭和四年八月三十日

東京市従業員組合本部 □

本郷區長前田賢次殿